

公益社団法人愛媛県診療放射線技師会組織規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人愛媛県診療放射線技師会（以下「本会」という）定款第3条に定める目的を達成するために組織の運用に必要な事項を定める。

(地域の名称および地区)

第2条 本会の組織運用のために、地域別に地区を振り分ける。地域割り並びに名称については、次の通りとする。

- (1) 東予部会
- (2) 中予部会
- (3) 南予部会

第2章 役員等の職務

(会長の職務)

第3条 会長は、定款第15条第2項および諸規程に定めるもののほか、次の所掌事務を掌理する。

- (1) 理事会、常務理事会の議長の職務に関する事
- (2) 本会が付与する資格の授与および認定の職務に関する事

(副会長の職務)

第4条 副会長は、定款第15条及び諸規程に定めるもののほか、会長の命を受けて次の所掌事務を掌理する。

- (1) 本会が所管する公益法人に係わる重要事項についての企画、立案および総合調整に関する事
- (2) 放射線医療に関する行政機関ならびに医療関連団体等との連絡調整に関する事
- (3) 本会各種会議の議事録署名人に関する事
- (4) その他、本会所掌事務で他に属さない事項に関する事

(常務理事の職務)

第5条 常務理事は定款第12条第2項により選任された常務理事をもって構成し、定款第15条に定めるもののほか次の所掌事務を掌理する。

- (1) 庶務 諸議会に関する事。会員に関する事。資産の管理・運用に関する事。
- (2) 総務 会員、役員、会議、人事に関する事。ならびに他の分掌に属さない事。
- (3) 財務 会費・経理に関する事。
- (4) 事業推進 事業推進に関する補佐・統括
- (5) 学術 放射線技術学に関する事。
- (6) 情報宣伝 各種情報の収集、連絡、機関誌発行に関する事。
- (7) 渉外 関係機関および他団体との交渉、渉外に関する事。

(理事の職務)

第6条 理事は、定款第15条に定める職務の他、理事会の決議した事項に従い会務を行う。

2. 地域選出理事は、前項の職務のほか、次の職務を行う。
- (1) 地域の学術大会および研修会を担当地区等と協力して主催する。
 - (2) 地域会員のコミュニケーションと融和を図る。
 - (3) その他、本会の目的達成を図るため会員の協力体制確立に関すること。

第3章 事務局

(設置等)

第7条 事務の統括のため、事務局長を置くことができる。

(事務処理)

第8条 発送文書は、会長名、法人名、庶務担当理事をもってする。

第9条 他の細務に関連する事務については、庶務担当理事の承認を経て事務局長に報告しなければならない。

(備付帳簿書類)

第10条 文書の保存類目及び保存期間は次の通りとする。

(1) 永年保存

- イ. 定款、設立許可書及び定款変更の許可書
- ロ. 登記に関する書類
- ハ. 会長が認める契約に関する書類
- ニ. 証明に関する書類
- ホ. 会員に関する名簿及び書類

(2) 10ヵ年保存

- イ. 会計書、帳簿に関する書類
- ロ. 重要な調査に関する書類
- ハ. 総会及び理事会議事録に関する書類

(3) 3ヵ年保存

- イ. 業務に関する書類
- ロ. 文書收受、発送に関する書類
- ニ. その他の文書

(資産及び会計)

第11条 定款第7条による会費の額は、会費等に関する規程による。

第12条 会計帳簿及び証明書類に事後の検閲に便利なように整理保存することを要す。

第13条 備品については、社会慣行を考慮し高価で永久使用及び半永久使用できる機器、器材を備品とし、庶務担当理事が台帳に記載し整備する。

(その他)

第14条 その他の県技師会運営に必要な事項は、その都度常務理事会で決めることができる。

第4章 委員会等

(設置)

第15条 委員会を設置するときは、次の要件をもって理事会において決定する。ただし、本会諸規程に別に定める委員会についてはこの限りでない。

- (1) 諮問内容、委託内容等、委員会設置目的の具体的な明示
- (2) 委員長および委員の委嘱
- (3) 設置期間の設定
- (4) 必要経費
(責務)

第16条 委員会は理事会の諮問あるいは委託に対し、審議、調査、研究企画、立案、製作、実施等、その委員会の目的に応じた活動をするとともに、その完遂の責を負う。

2. 委員会はその活動計画を事前に会長に報告し、活動中は、適時、中間的な報告を行い、調整を図る。
3. 委員会はその活動による成果・結果を、委員会設置期間内に答申書、報告書等文書とともに会長に報告する義務を負う。
4. 委員会はその活動を終了したときは、所用経費について会長に報告する。

第5章 雑則

(規程の改廃)

第17条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て総会の決議をもって行う。

(委任)

第18条 この規程に定めるほか、必要な事項は理事会に諮りこれを定める。

附則

1. この規程は、公益社団法人愛媛県診療放射線技師会の設立の登記の日から施行する。

公益社団法人愛媛県診療放射線技師会役員選挙規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 役員を選任は、定款第12条に基づきこの規程により行う。

第2章 選挙管理委員会

(委員会の設置)

第2条 選挙を行うために理事会の承諾を得て選挙管理委員会を設ける。

(委員の選出)

第3条 選挙管理委員会は、各部会に1名以上の委員を選出し構成する。また、委員長は互選とし、委員は、5名以内とする。

2. 選挙管理委員は、役員及びその選挙に立候補する者はなれない。

(委員の業務)

第4条 選挙管理委員は、次の業務を行う。

(1) 役員立候補者届けの受理、資格審査及び立候補者の氏名の公示。

(2) 役員選挙における投票、開票の管理及び投票の有効と無効の判定(当選の確認)。

(3) 選挙の結果の総会への報告。

(4) 前号(2)、(3)の異議申し立ての受理、審査およびその判定。

(5) 立候補者の受付の告示は総会開催日の60日(補欠選挙の場合は30日)前とし、10日前までに立候補者一覧表を技師会事務局に提示する。

(委員の任期)

第5条 選挙管理委員の任期は、2年とする。

第3章 選挙方法

(立候補者)

第6条 役員に立候補しようとする者または、推薦しようとする者は、選挙管理委員に届け出る。ただし、推薦届けの場合は本人の同意を必要とする。また、届け出用紙は別紙書式とする。

(立候補締め切り日)

第7条 立候補の締め切りは、総会30日前までとする。なお、郵送の場合も30日前までに必着とする。

(投票方法)

第8条 選挙は立候補届けのあった理事・監事について総会における会員の無記名投票による。

(当選者の決定)

第9条 当選者はそれぞれ有効投票数の過半数がなければならない。

2. 投票数が前項の数に達しないときは、次点者を加えた決戦投票とする。

(繰上げ当選)

第10条 当選3ヶ月以内に、役員に欠員を生じたときは、次点者を繰り上げ当選とする。

(補欠選挙)

第11条 役員に欠員が生じたときは、補欠選挙を行うことができる。

2. 補欠選挙を行う場合、会長は選挙管理委員長に補欠選挙を命ずる。

3. 選挙管理委員長は、選挙管理委員会を設置し、第4条の規定により選挙を行う。

(無投票当選)

第12条 各選挙を通じ締め切り日を経過するも立候補者が役員定数を超えないとき、または超えなくなったときは、無投票で当選者を定めることができる。

(選挙及び被選挙権)

第13条 選挙権及び被選挙権は、前年度会費を完納している者に限る。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

1. この規程は、公益社団法人愛媛県診療放射線技師会の設立の登記の日から施行する。

公益社団法人愛媛県診療放射線技師会会費免除に関する規程

(目的)

第1条 この規定は、正会員の会費免除に関して必要事項を定めるものとする。

(免除の基準)

第2条 定款第5条第2号に定める名誉会員は、公益社団法人愛媛県診療放射線技師会の会費を免除する。

2. 正会員で病気療養・産休育児休業等で6ヶ月以上離職した者は、本規定の定めるところにより、会費免除の取り扱いを受けることができる。

3. 正会員で災害による被災の場合、会員免除の取り扱いを受けることができる。

4. 愛媛県診療放射線技師会に30年以上継続して在籍し、本会に70,000円納付することによって会費を終身免除することができる。

(免除の申請)

第3条 前条第2項から4項の規定に基づき、会費の免除を受けようとするものは、会費免除申請書により申請するものとする。

2. 前条第3項の規定に基づき、会費の免除を受けようとする者は、会費免除申請書に、事情の把握できる証明書を添え、申請するものとする。

(免除の期間)

第4条 第2条第2項の規定による、会費の免除は2ヶ年を超えないものとする。

2. 災害による被災の場合は、第4条1項にかかわらず災害の程度によって免除期間を理事会で決定するものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て総会の決議をもって行う。

附則

1. この規程は、公益社団法人愛媛県診療放射線技師会の設立の登記の日から施行する。

公益社団法人愛媛県診療放射線技師会表彰規程

第1条 この規程は、県技師会の目的達成のために顕著な功績があった者の表彰に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 表彰は、正会員であって、入会後会費を完納したもので、次の各号に該当する者及び理事会の議決を経て認められた会員に対して行う。

- (1) 県技師会の運営に多年に亘り貢献し、特に功績があったと認められる者
- (2) 放射線業務に関し、特に功績があり、社会福祉に業績が顕著であった者
- (3) その他県技師会の目的達成のため、特に顕著な業績があった者

第3条 表彰の授与は、表彰状又は感謝状を交付して行う。表彰には、賞品その他副賞を付与することができる。

第4条 各部部长及び理事は、必要あるとき表彰該当者を推薦し、理事会の議決を経て会長がこれを行う。

第5条 その他表彰申請及び他部団体より被表彰者推薦依頼のある場合は、理事会の議決を経て会長がこれを行う。

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

1. この規程は、公益社団法人愛媛県診療放射線技師会の設立の登記の日から施行する。

公益社団法人愛媛県診療放射線技師会旅費規程

第1条 この規程は、役員の報酬等及び費用に関する規程第4条に基づき必要な事項を定める。

第2条 会務の出張は、会長がこれを決定し命令する。

第3条 旅費計算の基準は居住地の駅より目的地の最寄の駅までとする。

(公的交通機関の利用)

第4条 旅行の順路は、原則としてJR、JRバス、私鉄、私鉄バス、船舶の順位で利用し、長距離出張の場合は航空機とする。

第5条 旅行日数は、用務日数と目的地までの往復に要する日数とする。

第6条 旅費、日当、宿泊料は以下に定めるものとする。

第7条 その他必要経費は、その都度会長が決める。

第8条 日本放射線技師会の用務にて支給される旅費は還付金として取り扱い、旅費精算するものとする。

第9条 旅費は原則として前金払いとする。ただし、出張命令内容に変更が生じた場合は、帰省後速やかに精算するものとする。

第10条 その他、この規定にさだめないものの発生については、その都度会長が決定する。

第11条 この規程は、会長の命令に基づき、正会員が職務の遂行のために要する費用についても適用する。

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て総会の決議をもって行う。

	日当 (円)	宿泊料 (円)	交通費
県内	2,000	7,000	鉄道料
県外 (6大都市)	4,000	10,000	航空料、鉄道料 (座席指定)、船舶料、都市交通費
県外 (その他)	4,000	9,000	航空料、鉄道料 (座席指定)

附則

1. 6大都市：東京・横浜・名古屋・京都・大阪・神戸の場合。
2. 上記金額は、本会予算、世情等の都合で変動がある。
3. この規程は、公益社団法人愛媛県診療放射線技師会の設立の登記の日から施行する。

公益社団法人愛媛県診療放射線技師会慶弔規程

第1条 正会員の福祉及び相互扶助のため、慶弔、見舞い金の規程をこれに定める。

第2条 会員慶事の場合、祝電とする。

第3条 正会員本人が死亡したとき、弔慰金を支給する。

第4条 正会員が長期入院療養（1週間以上）したときは、見舞金を支給することができる。

第5条 各対象者は、理事、部会長よりの申告を原則とし、理事会で決定する。

第6条 前各条の規定に関わらず、本会の活動に必要な場合は、社会慣行を考慮し、会長が支給を決定することができる。

2 会長は、前項の決定をした場合、直近の理事会に必要事項を報告しなければならない。

第7条 支給額については、以下にて定める。

(1) 死亡（第3条） 20,000円

(2) 長期入院療養（第4条） 5,000円

(3) 第6条については、会長が、社会慣行を考慮し、その支給額を決定する

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

1. この規程は、公益社団法人愛媛県診療放射線技師会の設立の登記の日から施行する。

公益社団法人愛媛県診療放射線技師会分科会規程

(目的)

第1条 この規定は、定款3条、4条に基づき、専門分野について研究、討議を行う分科会を設ける。

2. 専門分野とは、広義な専門分野ではなく診療放射線技師の多様な業務の中の特定の分野をいう。

(名称)

第2条 分科会は、専門とする内容に応じて以下の通りとする。

(1) 放射線管理士分科会：放射線管理・被ばくに関する調査・研究

(統括管理)

第3条 全ての分科会の統括管理は、理事会で行う。

(設立および解散)

第4条 分科会の設立あるいは解散にあたっては、理事会の承認を得なければならない。

2. 理事会は、分科会の運営が円滑に行われず分科会本来の目的が達せられていないと判断したときは、これを解散させることができる。

(世話人)

第5条 各分科会には、分科会を取りまとめ運営を円滑に行うため世話人を置く。

(1) 各分科会の世話人は、各分科会の参加者の互選により選出する。

(2) 世話人の任期は2年とし、改選の時期は公益社団法人愛媛県診療放射線技師会役員改選と同じとする。ただし再任を妨げない。

(参加)

第6条 各分科会への所属、参加は自由とし、会員は無論、会員以外の者の所属、参加を妨げるものではない。また、複数の分科会への所属および参加は可能とする。

(運営)

第7条 各分科会は、事業計画をたて計画的に運営を行う。

2. 各分科会は、運営に関する内容(方法、日時、場所等)について、各分科会参加者全員で協議のうえ決定する。

3. 各分科会は、開催に関する事項(日時、場所等、内容等)を、技師会の刊行物等を利用して、可能な限り会員全員に周知する。

4. 各分科会は、事業計画をたてる際、必要に応じて他の分科会と合同開催、講師招聘の調整等、運営について協議検討する。

5. 各分科会は、必要に応じて本会研修会、研究発表会、刊行物を利用し、研究、検討された内容またはそれに関連したものについて報告、発表を行う。

6. 各分科会は、当該事業年度における最終の理事会に当該事業年度の事業報告書および次事業年度の事業計画書を提出する。特に、講師の招聘が予定されている場合は、事業計画書に可能な範囲で記載する。

(講師の招聘)

第8条 当規定において講師とは、会員を除く者をいう。

2. 各分科会は、講師の招聘を予定する場合、前6条とは別に、事前に次の事項を常務理事会に申し出て、承認を得なければならない。

- (1) 分科会および世話人名
- (2) 講演内容
- (3) 講師および講師の所属
- (4) 開催の日時、場所
- (5) 経費必要の有無、その他

3. 講師の招聘に経費を必要とする場合は、承認を得るにあたって、常務理事会との協議を必要とする。

4. 各分科会からの申し出から開催予定日までに、常務理事会開催が予定されておらず、講師あるいは分科会運営等の都合により順延が困難な場合は、会長、副会長等で承認の可否をはかる。

5. 会長は、第3項および前項により承認された講師あるいは講師の所属する施設宛に口頭または文書をもって講演の依頼を行う。

(運営費用)

第9条 通常の運営に必要となる経費は、本会から計上支給される範囲内とする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

1. この規程は、公益社団法人愛媛県診療放射線技師会の設立の登記の日から施行する。

公益社団法人愛媛県診療放射線技師会放射線測定委員会運営規程

第1条 名称

この法人に、診療放射線技師会放射線測定委員会（以下、「放射線測定委員会」という。）を置く。

第2条 目的

医療放射線管理に関する測定、調査、研究を行い、県民の放射線被ばく低減および安全を確保することを目的とする。

第3条 運営方法

1. 測定に関する問い合わせ、依頼等に関する応答は、全て放射線測定委員会事務局が担当する。

様式1 測定申し込み用紙（仮・X線室の図面添付）

2. 事務局は測定担当者並びに依頼者と協議し日程を調整する。

様式2 測定実施通知書（測定者・施設へ送付）

添付 安全管理パンフレット

3. 測定結果報告書は速やかに測定者が作成し依頼者へ送付する。

様式3 測定結果報告書（施設長宛て）添付 適合シール 室数

様式4 測定料金請求書（口座振込み）

4. 放射線測定委員会事務局は必要に応じて行政に連絡を取り指導を受ける。
5. 放射線測定委員会は必要に応じて会合を持ち、調査、研究を行い測定事業管理票の作成を行う。

第4条 測定者および測定方法

1. 測定委員（測定者）は公益社団法人愛媛県診療放射線技師会に所属し理事会で認める者とする。
2. 測定方法に関しては、本会の作成したマニュアルに従って測定する。

第5条 任期

委員の任期は2年とする。

第6条 改廃

この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

1. この規程は、公益社団法人愛媛県診療放射線技師会の設立の登記の日から施行する。

公益法人愛媛県診療放射線技師会謝礼金に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、謝礼金について必要事項を定めるものとする。

(謝礼金)

第2条 講義・講演等の謝礼金は、以下に定めるものとする。

第3条 その他、この規定に定めのないものの発生については、その都度会長が決定する。

第4条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

単位[円]

職	講義 (1時間あたり)	講演 (1回あたり)
大学学長、著名人	10,000	50,000
弁護士、評論家	10,000	50,000
大学教授、国官庁局・部長級	10,000	50,000
大学准教授、病院長、国官庁課長級、他府県部局長級、会社団体の役員	8,000	30,000
大学講師、国官庁課長代理級、他府県課長級、会社団体の上級管理職	7,000	20,000
大学助教・助手、高校教諭、国官庁係長級、会社団体のその他職員	5,000	10,000

附則

1. この規程、公益社団法人愛媛県診療放射線技師会の設立の登記の日から施行する。

公益社団法人愛媛県診療放射線技師会の入会及び退会に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人愛媛県診療放射線技師会（以下「この法人」という。）定款第6条の規定に基づき、この法人の会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定め、会員の地位の安定を図ることを目的とする。

(会員の種別)

第2条 定款第5条に規定する会員は、次の各号のいずれかに該当する個人または団体とする。なお、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の事業に賛同して入会した個人。
- (2) 名誉会員 正会員の中であって、この法人に対して特に功労のあった者のうちから、理事会の推薦に基づき総会において承認された者。
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体。

(入会手続)

第3条 この法人の正会員又は賛助会員になろうとする個人又は団体は、入会申込書に個人にあつては履歴書及び住民票（又は身分を証明する書類）、団体にあつては当該団体の登記事項証明書を添付して、この法人に提出しなければならない。ただし、会長が必要と認めるときは、添付書類の一部又は全部を省略することができる。

2 この法人への入会の可否は、次に掲げる基準を基に理事会において決定する。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人でない者であること。
- (2) 過去に当該法人の会員であった者で、会員の資格を喪失してから2年を経過していること。
- (3) 入会申込書及び添付された関係書類等から、会員としてふさわしいと認められた個人又は団体であること。

3 会長は、理事会において入会の可否を決定したときは、入会決定通知書により、入会申込者に通知しなければならない。

4 名誉会員については、理事会においてあらかじめ本人の意向を確認の上、総会において推薦を決定し、本人に通知するものとする。

(会員名簿)

第4条 入会者は、会員の種別ごとに会員名簿に登録する。

2 会員名簿に登録された個人会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わなければならない。

(入会金及び会費)

第5条 入会金及び会費の金額及び納期並びに減免に関する扱いについては、総会の決議により定める「会費等に関する規程」によるものとし、正会員の会費の免除に関しては「会費免除に関する規程」によるものとする。

(退会)

第6条 会員は、退会届を提出して、任意に退会することができる。

2 前項の規定により会員が退会したときは、会員名簿の登録を抹消する。

3 定款第10条の規定により、退会以外の事由により会員の資格を喪失した場合については、前項と同様に会員名簿の登録を抹消する。

(再入会)

第7条 過去にこの法人の会員であった者(退会后2年以上経過している場合)で再入会を希望する場合には、第3条の規定を準用する。ただし、退会の際未納の会費がある場合には、当該未納会費を納入しない限り、再入会は認めないものとする。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

(改廃)

第9条 この規程は、総会の決議を経て行う。

附則

1. この規程は、公益社団法人愛媛県診療放射線技師会の設立の登記の日から施行する。

公益社団法人愛媛県診療放射線技師会の会費等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第7条に定める正会員又は賛助会員が支払う入会金及び会費に関する必要事項を定め、それによって公益社団法人愛媛県診療放射線技師会（以下「この法人」という。）の事業活動に経常的に生じる費用に充てるための収入を安定的に確保することを目的とする。

(入会金及び会費)

第2条 定款第7条第1項、2項に規定する入会金及び会費は、次に掲げるところによる。

(1) 正会員

① 入会金 1,000円

② 会費 7,000円

(2) 賛助会員

① 会費

個人 10,000円

団体 20,000円

2 事業年度の途中で入会した正会員又は賛助会員のその事業年度の会費は、月割りとすること又は理事会の決議によってこれを減免することができる。

3 入会金については、公益目的事業及び管理部門（法人会計）において2分の1ずつ使用するものとする。

4 正会員及び賛助会員の会費については、2分の1以上を公益目的事業のために、残余は管理費用のために充当するものとする。

(会費等の納入)

第3条 この法人に入会した正会員は、入会及び退会に関する規程第3条第3項に規定する入会決定通知を受けた日から30日以内に、入会金及びその事業年度の会費をこの法人所定の方法により納入しなければならない。

2 正会員又は賛助会員は、毎事業年度の会費を9月末日までにこの法人所定の方法により納入しなければならない。

3 正会員又は賛助会員から納入された入会金及び会費については、直ちに会費台帳に記載し、その経過を明らかにしなければならない。（資格喪失に伴う正会員等の会費納入義務等）

第4条 正会員又は賛助会員が事業年度の途中において退会するときは、その会員であった期間に相当する未納会費を納入しなければならない。

2 この法人は、正会員又は賛助会員が納入した入会金及び当該事業年度において納入し会費については、これを返還しない。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、会費等に関する必要な事項は会長が別に定める。

(改廃)

第6条 この規程の改廃については、理事会の決議を経て総会の決議をもって行う。

附則

1. この規程は、公益社団法人愛媛県診療放射線技師会の設立の登記の日から施行する。

公益社団法人愛媛県診療放射線技師会総会運営規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、定款第29条の規定に基づき、公益社団法人愛媛県診療放射線技師会（以下「この法人」という。）の総会の議事の方法に関する事項について定め、それによって総会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(遵守義務)

第2条 議決権を行使し得る正会員その他総会出席者は、法令及び定款並びにこの規則を遵守しなければならない。

第2章 正会員等の出席

(社員本人の出席)

第3条 総会に出席しようとする正会員は、受付において、あらかじめ送付を受けた書類の提示などにより、その資格を明らかにしなければならない。

(正会員代理人の出席)

第4条 正会員の代理人として出席しようとする者は、受付において、代理権を証明する書面の提出などにより、その資格を明らかにしなければならない。

(正会員以外の者の出席)

第5条 理事及び監事は、やむを得ない事由がある場合を除き、総会に出席しなければならない。
2 この法人の職員及び弁護士等は、理事、監事を補助するため、議長の許可を受けて総会に出席することができる。

第3章 議長

(資格)

第6条 総会の議長となる者は、定款第24条の規定の定めによる。

(権限)

第7条 議長は、総会の秩序を維持し、議事を整理するため必要な措置をとることができる。
2 議長は、その命令に従わない者その他当該総会の秩序を乱す者を退場させることができる。

(議長不信任動議の審議)

第8条 議長は、当該議長の不信任の動議の審議に当たっても職務を行うことができる。

第4章 議事

第1節 開会

(開会の宣言)

第9条 開会の予定時刻が到来したときは、議長は、正会員の出席の状況を確認の上、議場に開会を宣言しなければならない。

(開会時刻の繰下げ)

第10条 議長は、正会員の出席が定足数に満たないとき、その他総会を開会するにつき重大な支障があ

ると認められるときは、総会の開会時刻を繰下げることができる。この場合、既に入場している正会員に対し、遅滞なく繰下げられた開会時刻を報告しなければならない。

(出席状況の報告)

第11条 議長は、開会を宣告した後、議事に入る前に、総会の正会員の出席状況を会場に報告しなければならない。

2 前項の報告は、この法人の事務局員をして行わせることができる。

第1節 議題の審議

(議題の審議順序)

第12条 議長は、あらかじめ招集通知に記載された順序に従い議題を付議する。ただし、議場に理由を述べて、その順序を変更することができる。

2 議長は、複数の議題又は議案を一括して付議することができる。

(理事等の報告・説明)

第13条 議長は、議題を付議した後、理事に対し、当該議題に関する事項の報告又は議案の説明を求めるものとする。理事は、議長の許可を受けた上で、補助者に報告又は説明をさせることができる。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第43条の規定による正会員提案にかかる場合にあつては、議長は、当該正会員に議案の説明を、理事又は監事に対しては上記提案に対する意見を求めるものとする。

第1節 正会員の発言

(発言の許可)

第14条 正会員は、議長の許可を受けてから発言しなければならない。

2 正会員の発言の順序は、議長が決定する。

(発言の内容及び時間の制限)

第15条 正会員は、簡潔明瞭に発言しなければならない。

2 議長は、議事の進行上必要があると認めるときは、正会員の発言時間を制限することができる。

(発言の制限)

第16条 議長は、次の発言に対し必要な注意を与え、制限し又はその発言を中止させることができる。

- (1) 議長の指示に従わない発言
- (2) 議題に関係しない発言
- (3) 冗長にわたる発言
- (4) 重複する発言
- (5) 総会の品位を汚す発言
- (6) 他人の名誉を棄損し又は侮辱する発言
- (7) その他議事を妨害し又は議場を混乱させる発言

(発言の時機)

第17条 正会員は、議題に対する事項の報告又は議案についての説明終了後でなければ、当該議題又は議案に関し発言することができない。

第1節 質問

(説明義務者)

第18条 正会員の理事に対する質問の説明は、会長又はその指名した理事が行う。

2 正会員の監事に対する質問の説明は、各監事が行う。ただし、監査意見が統一されている場合は、監事の協議により定められた監事が行うことができる。

3 理事は、議長の許可を受けた上で補助者に説明させることができる。

(一括説明)

第19条 理事又は監事は、正会員の質問に対して一括して説明をすることができる。

(説明の拒絶)

第20条 理事又は監事は、質問が次の理由に当たるときは、説明を拒絶することができる。

- (1) 質問事項が総会の目的事項に関しないものである場合
- (2) 説明をすることにより正会員の共同の利益を著しく害する場合
- (3) 説明することによりこの法人その他の者(当該社員を除く。)の権利を侵害することとなる場合
- (4) 説明するために調査をすることが必要である場合
- (5) 質問が重複する場合
- (6) その他説明をしないことにつき正当な理由がある場合

第1節 動議

(修正動議)

第21条 正会員は、付議された議案につき修正の動議を提出することができる。

2 前項の場合、議長は、議場に修正動議の採否を諮らなければならない。ただし、これを省略して直ちにその動議を審議に付すことができる。

3 議長は、修正動議を原案と一括して審議することができる。

(議事進行等に関する動議)

第22条 正会員は、総会の運営又は議事進行に関して、動議を提出することができる。

2 前項の動議については、議長は、他の議案の審議に先立って、採決しなければならない。

(動議の却下)

第23条 動議が次の事由に当たるときは、直ちに却下することができる。

- (1) 当該修正動議に関する議題の審議に入っていないとき、又は審議を終了したとき
- (2) 既に同一の内容の動議が否決されているとき
- (3) 総会の議事を妨害する手段として提出されたとき
- (4) 不適法又は権利の濫用に当たるとき
- (5) その他合理的理由のないことが明らかなきとき

第1節 休憩

(休憩)

第24条 議長は、議事の進行上必要と認めるときは、休憩を宣言することができる。

第1節 審議の終了・採決

(質疑・討論の打ち切り)

第25条 議長は、議案について質疑及び討論が尽くされたと認めるときは、質問若しくは意見を述べようとする正会員などがある場合でも、これを打ち切って審議を終了させ採決することができる。

(採決)

第26条 議長は、採決は議案ごとにしなければならない。この場合、理事又は監事の選任議案を採決するに際しては、候補ごとに採決するものとする。理事又は監事の候補者の合計数が定款第11条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。ただし、一括して審議した議案については、これを一括して採決することができる。

(採決の順序)

第27条 原案に対し修正案が提出された場合は、原案に先立ち修正案の採決を行い、複数の修正案が提出された場合は、原案に遠いものから順次採決する。

(出席会員の範囲)

第28条 総会の決議については、出席した正会員本人及び代理人を出席させた正会員並びに議決権行使書面を開催日の前日までに本会に提出した正会員の各議決権の数を出席した正会員の議決権の数に算入する。

2 前項において、議決権行使書面を提出した正会員の議決権の数を出席した正会員の議決権に算入するのは、招集通知に記載された議題及びその修正案の決議に限るものとする。

(修正案に対する議決権行使書面の取扱い)

第29条 修正案の採決については、原案に賛成の旨が記載された議決権行使書面は修正案に反対として、原案に反対又は棄権の旨が記載された議決権行使書面は修正案の採決につき棄権としてそれぞれ取り扱うものとする。

(採決の方法)

第30条 議長は、採決について、賛否を確認できるいかなる方法によることもできる。

(採決の結果の宣言)

第31条 議長は、採決が終了したときは、その結果を総会に宣言しなければならない。

第1節 終了

(延期又は続行)

第32条 総会を延期又は続行する場合は、総会の決議による。

2 前項の場合、延会又は継続会の日時及び場所についても決議しなければならない。ただし、その決定を議長に一任することを妨げない。

3 前項ただし書きの場合、議長は決定した日時及び場所を総会に出席した正会員に通知する。

4 延会又は継続会の日は、最初の総会の日より2週間以内に定めなければならない。

(閉会)

第33条 議長は、すべての議事を終了したときは、又は延期若しくは続行が決議されたときは、閉会を宣言する。

(議事録)

第34条 総会の議事については、議事録は書面又は電磁的方法をもって作成し、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録して、議長及び出席した理事が署名（記名押印）又は電子署名をしなければならない。

2 前項の議事録は、総会の日から10年間、この法人の主たる事務所に備え置かなければならない。

(欠席者に対する報告)

第35条 議長は、総会の議事の経過の要領及びその結果につき、欠席した正会員に対し、適宜な方法により報告しなければならない。

(補則)

第36条 この規則の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(改廃)

第37条 この規則の改廃は、総会の決議を経て行う。

附則

1. この規則は、公益社団法人愛媛県放射線技師会の設立の登記の日から施行する。

公益社団法人愛媛県診療放射線技師会理事会運営規則

(目的)

第1条 この規則は、法令又は定款に定めるもののほか、定款第38条の規定に基づき、公益社団法人愛媛県診療放射線技師会（以下「この法人」という。）の理事会の議事の方法に関する事項について定め、それによって理事会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(構成)

第2条 理事会は、すべての理事をもって構成し、業務執行に関する重要事項を決定するとともに、理事の職務の執行を監督する。

2 監事は、理事会に出席し、必要があると認められるときは、意見を述べなければならない。

(役員以外の出席)

第3条 理事会は、必要に応じ、理事及び監事以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(理事会の種類・開催)

第4条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会とする。

2 定例理事会は、原則として3月及び5月（又は6月）に開催する。

3 臨時理事会は、必要があると認めるときに開催する。

(招集権者)

第5条 理事会は会長が招集する。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が、理事会を招集する。

2 招集権者でない理事は、前項の招集権者に対し、理事会の目的事項を記載した書面をもって、理事会の招集を請求することができる。

3 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認め、これを理事会に報告する必要があるときは、第2項に準じて、理事会の招集を請求し、又は理事会を招集することができる。

(招集手続)

第6条 理事会の招集通知は、理事会の開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して発しなければならない。

2 前項の招集通知は、会議の日時、場所及び会議の主な目的事項を記載した書面で行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(欠席)

第7条 理事及び監事は、理事会を欠席する場合には、あらかじめ招集権者に対して、その旨を通知しな

なければならない。

(議長)

第8条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

2 理事会の会議の目的事項について議長である理事が特別の利害関係を有するときは、その事項の審議について、議長に事故があるときに準じて、他の理事が議長に当たるものとする。

(決議の方法)

第9条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることはできない。

3 第1項の決議について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることはできない。この場合、その理事の数は、第1項の理事の数に算入しない。

4 第1項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(決議事項)

第10条 次の事項は、理事会の決議を経なければならない。

- (1) 社員総会の招集等に関する事項
- (2) 理事に関する事項
- (3) 組織及び人事に関する事項
- (4) 財産・財務に関する事項
- (5) 重要な業務執行に関する事項
- (6) その他法令及び定款に定める事項

2 会長は、前項の決議事項（法定事項を除く。）であっても、緊急の処理を要するため、理事会に付議できないときは、理事会の決議を経ないで、業務を執行することができる。ただし、この場合にあっては、会長は、次の理事会に付議し、承認を得なければならない。

(報告)

第11条 会長及び業務執行理事は、各自の職務の執行の状況及び重要と認められる事項並びに法令に定められた事項について、理事会に報告しなければならない。

2 競業取引又はこの法人との間で取引を行った理事は、遅滞なくその取引につき重要な事項を理事会に報告しなければならない。

3 理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(議事録)

第12条 理事会の議事については、議事録は書面又は電磁的記録をもって作成し、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録して、出席した理事及び監事がこれに署名（記

名押印)又は電子署名をしなければならない。

2 前項の議事録は、理事会の日から10年間、この法人の主たる事務所に備え置かなければならない。

(欠席者に対する通知)

第13条 議長は、理事会の議事の経過の要領及びその結果につき、欠席した理事及び監事に対し通知しなければならない。

(常務理事会)

第14条 この法人は、常務理事以上の理事によって構成される常務理事会を置くことができる。

2 常務理事会の権限、運営方法については、理事会の決議により定める常務理事会運営規則の定めるところによる。

(補則)

第15条 この規則の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(改廃)

第16条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

1. この規則は、公益社団法人愛媛県診療放射線技師会の設立の登記の日から施行する。

公益社団法人愛媛県診療放射線技師会常務理事会運営規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人愛媛県診療放射線技師会（以下「この法人」という。）の理事会運営規則第14条第2項により設置する常務理事会に関し、必要な事項を定め、それによって常務理事会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(構成)

第2条 常務理事会は、会長、副会長、常務理事をもって構成し、会長が必要と認めるときは、他の理事を加えることができる。

(任務)

第3条 常務理事会は、次に掲げる事項を協議し、諮問に対する答申等を行う。

- (1) 理事会から会長に委任された業務執行の決定に当たり、会長からの諮問に対し答申すること。
- (2) 理事会に付議する事項を協議すること
- (3) 会長が業務を執行する際にその執行に関する重要事項を協議すること
- (4) この法人の業務運営の年間計画案を策定すること
- (5) 法令及び定款において、理事会の専決事項とされているものを除き、この法人の重要事項について審議し、決定すること

(開催)

第4条 常務理事会は、原則として毎月1回開催する。ただし、必要がある場合には随時これを開催することができる。

(招集)

第5条 常務理事会は、会長が招集し、議長となる。ただし、定例の常務理事会は招集手続を要しない。
2 定例の常務理事会以外の場合には、開催日の1週間前までに通知しなければならない。ただし、緊急を要し、構成員全員の同意があるときは、この期間を短縮することができる。

(定足数)

第6条 常務理事会は、構成員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

(決議)

第7条 常務理事会の決議は、出席構成員（議長を除く。）の4分の3以上の同意がなければ行うことができない。

(関係者の出席)

第8条 常務理事会は、必要に応じ審議事項に関係ある者を出席させ、説明を求めるとともに、その意見又は報告を聴取することができる。

(議事録)

第9条 常務理事会の議事については、議事録を作成し、議事の経過の要領及びその結果を記載して、議長及び出席した構成員がこれに記名押印しなければならない。

(改廃)

第10条 この規則の改廃は、理事会の決議を経なければならない。

附則

1. この規則は、公益社団法人愛媛県診療放射線技師会の設立の登記の日から施行する。

公益社団法人愛媛県診療放射線技師会監事監査規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人愛媛県診療放射線技師会（以下「この法人」という。）の監事の監査につき、必要な事項を定めることを目的とする。

(基本理念)

第2条 監事は、理事とはその職責を異にする独立した機関であることを自覚し、常に公正不偏の態度で監査を行うことにより、この法人の健全な事業運営と社会的信頼の向上に努め、もってこの法人の発展に貢献するとともに、この法人が公益法人としての社会的責任の遂行に寄与するものとする。

(職責)

第3条 監事は、理事の職務の執行を監査する。

2 監事は、次の各号に該当する事実があると認めるときは、その旨を速やかに理事会に報告しなければならない。

- (1) 理事が不正の行為をしたとき
- (2) 理事が不正の行為をするおそれがあるとき
- (3) 法令若しくは定款に違反する事実があるとき
- (4) 著しく不当な事実があるとき

3 監事は、その職務の遂行のため、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(監査計画)

第4条 監事は、毎事業年度の初めに、監査の実施日時、監査事項等についての監査計画を監事間の協議により作成するものとする。

(理事会等への出席)

第5条 監事は、理事会及びその他の重要な会議に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

2 監事は、前項の会議に出席できなかった場合には、議事録、資料等の閲覧を求めるものとする。

(理事会の招集請求)

第6条 監事は、必要があると認めるときは、理事に対し、理事会の招集を請求することができる。なお、その請求後一定の期間内に招集の手続が行われない場合には、自ら理事会を招集することができる。

(差止請求)

第7条 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求することができる。

(総会に対する報告義務)

第8条 監事は、理事が総会に提出する議案、書類等を調査し、法令若しくは定款に違反する事項、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その結果を総会に報告しなければならない。

(総会における説明義務)

第9条 監事は、社員総会において、社員から特定の事項について説明を求められた場合には、議長の議事運営に従い必要な説明をしなければならない。

(監事の選任等についての意見陳述)

第10条 監事は、総会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。

(監事の報酬等についての意見陳述)

第11条 監事は、総会において、監事の報酬等について意見を述べることができる。

(計算書類等の監査)

第12条 監事は、各事業年度に係る計算書類(貸借対照表及び損益計算書[正味財産増減計算書])及び事業報告並びにこれらの附属明細書、並びに財産目録を監査する。

(監査報告書)

第13条 監事は、前条の監査の終了後、法令の規定に従って監査報告書を作成しなければならない。監事間において異なる意見がある場合には、その監事の意見を記載するものとする。

2 前項の監査報告書には、作成年月日を記載し、監事はこれに記名押印又は電磁的署名をするものとする。

3 監事は、前項の監査報告書を会長に提出する。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、監事全員の合意により行い、理事会の報告する

附則

1. この規程は、公益社団法人愛媛県診療放射線技師会の設立の登記の日から施行する。

公益社団法人診療愛媛県放射線技師会寄附金等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人愛媛県診療放射線技師会（以下「この法人」という。）が寄附者から金銭又はその他の財産（以下「寄附金等」という。）の給付を受ける場合の取扱について定め、もって財産の適正な管理等に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において寄附金とは、寄附者がこの法人が行う公益目的事業等に要する経費に充てるため、反対給付を受けることなく給付する金銭をいう。

2 この規程においてその他の財産とは、寄附者がこの法人が行う公益目的事業等の実施に使用するため、反対給付を受けることなく給付する物品、固定資産等（以下「寄附物品等」という。）で金銭以外のものをいう。

(寄附の申し入れがあった場合の取扱手順)

第3条 寄附者からこの法人に対し寄附の申し入れがあったときは、寄附内容(寄附金又はその他の財産)を確認しなければならない。

2 前項の寄附の申し入れを受ける場合には、会長又は理事会の承認を得なければならない。

3 寄附の申し入れを受けることとなったときは、当該寄附者に連絡するとともに、書面により寄附の申し入れを受けるものとする。

4 前項の書面には、次のような事項を記載する。

(1) 寄附者の氏名・住所

(2) 寄附金の額・金銭の種類（現金・有価証券その他）

(3) 寄附物品・固定資産の量・種類等

(4) 寄附金については、その用途を限定しない一般寄附、又はその用途が特別に指定されている特定寄附金の区分を記載する。

(5) その他必要な事項

5 寄附金又は寄附物品等を受領したときは、寄附者に対し受領書を発行するとともに、この法人として適宜な方法により感謝の意思を表示するものとする。

(寄附金等の事務処理手続)

第4条 寄附金をこの法人の基本財産として扱う場合には、理事会の決議を経なければならない。

2 基本財産としての寄附金の資金運用については、理事会の決議に基づき、基本財産の目的に応じて資産価値の維持を図ることを旨として、最善と考えられる方法により運用しなければならない。

(寄附物品等の事務処理手続)

第5条 寄附された固定資産を基本財産として扱う場合には、理事会の決議を得なければならない。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、寄附金等に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

1. この規程は、公益社団法人愛媛県診療放射線技師会の設立の登記の日から施行する。

公益社団法人愛媛県診療放射線技師会の役員の報酬等及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人愛媛県診療放射線技師会（以下「この法人」という。）の定款第19条の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、理事及び監事をいう。

(2) 常勤役員とは、総会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。

(3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。

(4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与其他職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

(5) 費用とは、会務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員に対する報酬は、支給しない。

(費用)

第4条 この法人は、役員がその会務の遂行に当たって負担し、又は負担した費用については、別に定める旅費規程に基づき支給することができる。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

附則

1. この規程は、公益社団法人愛媛県診療放射線技師会の設立の登記の日から施行する。